

# 平成28年第1回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成28年1月28日（木曜日）

---

## 出席委員（7名）

委員長	東	口	正	美	君	副委員長	和	地	仁	美	君
委員	上	林	真	佐	恵	委員	二	宮	由	子	君
委員	中	村	庄	一	郎	委員	荒	幡	伸	一	君
委員	中	野	志	乃	夫						

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（1名）

議長 関 田 正 民 君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	関	田	新	一	君	事務局次長	長	島	孝	夫	君
議事係長	尾	崎		潔	君	主任	櫻	井	直	子	君
主事	須	藤	孝	桜	君						

## 出席説明員（4名）

副市長	小	島	昇	公	君	教育長	真	如	昌	美	君
社会教育部長	小	俣		学	君	社会教育課長	村	上	敏	彰	君

## 会議に付した案件

- (1) 27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情

午後 1時27分 開議

○委員長（東口正美君） ただいまから平成28年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（東口正美君） 27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（長島孝夫君） それでは、読み上げます。

27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情

○委員長（東口正美君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（荒幡伸一君） では済みません、何点か質問をさせていただきます。

まずは、スポーツを楽しむ環境がふえることに対しましては賛成をするところではございますが、近い将来、スポーツ施設をふやす意向があるのかどうか。また、過去に我が党の一般質問での御答弁において、スポーツ環境を整えるとおっしゃっておられましたが、その後の見解を伺わせていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 東大和市におけますスポーツの施設充実についてでございますが、まず施設を今後ふやす考えがあるかどうかということでございますけれども、私どもも常々スポーツの振興については考えてきているところでございます。

なかなか新たに施設をふやすということは、現状ではなかなか難しい状況ではございますが、今ある施設の充実、そして、他の貸していただけるところの場所の確保とか調整、そういうものに調整、努めているところでございます。

これまでも、一般質問等でスポーツ施設の充実については担当としてもさまざま努めていくと答弁してきたところでございますが、まだまだ課題がありまして、なかなか今ここでふやせるなどのことは、なかなか申し述べることはできない状況ではございます。

引き続き貸していただける場所の開拓といいますか、新しいところを探したりとか、あと今既存の施設の直さなきゃいけないところとか、修繕、そういう工事関係についてもさまざま課題がありまして、そちらについても部内で課題の整理をし、財政のほうとも調整をしている状況でございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、現在の照明設備がない中での夜間利用時間の延長についてはどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 現在、夜間照明につきましては、上仲原公園のほうに設置はございますが、今のところ桜が丘市民広場には設置はしてございません。

そういう中で、今回陳情いただきまして、利用時間の延長ということいただいたわけでございますが、利用時間を延長するには、やはり私ども貸す側としましては、きちんと照明の明るさといいますか、そういう安全確保、安全な環境をつくった上でお貸しするようではなければ、暗いですけどもどうぞお使いくださいとか、けがしたときは私どもは知りませんか、そういうことは言えないんじゃないかと思っております。何かあったときには、やはり市のほうにも責任が問われると、そういう考え方がございますので、現状、夜間照明の設

置の見込みがない中での時間の延長というのは難しいというのが私どもの見解でございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 今、荒幡委員のほうから、ちょっとどういう状況かという話も出たようですが、質問も出たようですが、まずは東大和の行政側として、今利用されてるところ、例えば具体的に言いますと、桜が丘市民広場の利用時間帯、それから小中学校の例えば利用時間帯、それから仲原野球場というんですか、仲原は、あれは公園かな。あとは、あそこは何か照明があるようですが、そういうところの使用時間帯というんですか、もし月別にでもそういうふうに決まってるようであればちょっとそれを教えていただきたいなと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市内の体育施設の利用時間帯でございます。

1点目には、上仲原、まず野球場について申し上げます。4月から9月までは午前6時から午後6時までです。3月と10月から12月までは午前6時から午後4時までと。夜間利用につきましては、4月から9月までは午後6時30分から8時までと、10月は午後4時から6時まで及び6時30分から午後8時でございます。

テニスコートでございます。テニスコートは3月から9月までは午前6時から午後6時まで。10月から翌年2月までは午前6時から午後4時まで。夜間利用につきましては、4月から9月までは午後6時30分から午後8時まで、10月は午後4時から午後6時まで及び午後6時30分から8時まででございます。11月から翌年の2月までは午後4時から午後6時までとなっております。

続きまして、桜が丘市民広場でございます。桜が丘市民広場につきましては、3月から10月までは午前6時から午後7時まで。11月は午前6時から午後4時まで。12月から翌年の2月までは、午前8時から午後4時までとなっております。

小中学校でございます。小中学校につきましては、小中学校の利用につきましては、市民体育館につきましては、これ学校の授業時間以外ということで御理解いただければと思いますが、体育館につきましては午前8時から正午までと、午後正午から5時までの……、学校の体育館を申し上げます。午後6時から10時まででございます。

校庭につきましては、同上で午前8時から正午まで、正午から5時までと、午後5時から夜7時までということになってございます。ただし、3月から10月までに限って午後5時から7時までお貸しができるということでございます。

市民体育館でございます。市民体育館につきましては、午前中9時から平日につきましては11時までという形になってございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今、いろんな場所の、それぞれの場所、また照明がある場所もあるようですが、その中での年間の利用時間というのを聞きしたわけなんですけども、それはその時間帯を決められた過程があると思うんですね。例えば、その会場、要するにグラウンドならグラウンドの近隣の状況だとか、環境の問題だとか、それについてお伺いをしたいと思います。東大和としてはこういう環境のもとで照明がつけられるとかけられないとか、あとはその時間帯を決めたものについては、当然こういうものがあるので、この時間内でおさめていただきたい、学校については、それは学校は授業あるときは当然後であったと思いますけども、それについてお伺いをいたしたいと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 利用時間帯の決め方でございます。

基本的な考え方と申し上げますと、まず照明施設がない施設、こちらにつきましては日没までというのを考えてございます。したがって、夏場と先ほど申し上げましたように、条例の中では夏場の利用時間帯と冬場の利用時間帯で若干異なるという状況になってございます。

照明のある施設につきましては、施設によって近隣の方との調整がございまして、例えば上仲原のテニスコートなどは冬場の時間帯がやや短くなったりとか、そういう形にはなっておりますが、おおむね9時とかそういう時間帯で考えてございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今のお話を聞いている以上は、それぞれのグラウンドや施設において、やはり近隣の住民との問題ですとか、市のほうで、行政のほうで考えてる内容の中の、いろんなさまざまな問題があるようでございますね。

今回の陳情をお伺いしますと、個人的に持ち込むということで、保険もどうのこうのというふうに書いてありますけども、個人的にそういうふうにされても、あとのいろんな責任問題だとか管理上の問題とかがたくさん出てくると思うんですね。

突然のこういう陳情の問題で、私もどこなのかなというふうに思っていたんですけども、こういうことの中では、ちょっと過去のいろんなこともお聞きしたいんですけども、名前を伏せて陳情出しているんですけども、実際にはこういう施設の問題で、こういうことをさしてもらいたいってことに対して、例えば体育協会とかそういうところを通してこういう意見を出してくるとか、そういうことは過去にもあったのか。また、私なんか考えるには、やはりどこの組織だかも、ちょっと今これ団体もわからないようなんですけども、それをちゃんと出してこないで、我々も審査する上では、何に困ってて、どういうことなのかよくわからないんですね。

だから、もしこういうことの場合に、過去にはどういうのがあったか、これからは本来であれば我々は、やっぱりちゃんとそういう体育協会を通してこういう話を持ってくるとか、とりあえず体育協会もこういうことも承知してるのかな、御存じなのかとかということも含めて、グラウンドの使用については体育協会もどういうふうな考えを持ってるのか、そういうこともあるのかどうかというのもちょっとお聞きしたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 過去の陳情や請願について経過、どういうものがあったかということで、私も今回いろいろ調べてみました。

時期的には、昭和61年の3月のときに体育協会から請願が出てございました。こちらについては、上仲原公園と桜が丘市民広場に夜間照明をつけてほしいということでした。あわせて、同日でございますが、市民の方から桜が丘市民広場への夜間照明の設置の反対の陳情が出てまいりました。こちらについては、請願については、意見つき採択、そして市民からのその反対の陳情についてはみなし不採択という結果が出ておりました。

このことを踏まえまして、平成3年に上仲原公園の野球場には夜間照明が設置をされたわけでございますが、やはり桜が丘市民広場の方の陳情を参酌いたしまして、そちらには夜間照明がついていないという、そういう住民の皆さんの、地域住民の方のことを配慮して、桜が丘市民広場には設置がなかったと、そういう判断で私もしております。

それから、体育協会についてでございますが、今回私どものほうで体育協会のほうにもお聞きをいたしました。そういう中では、体育協会のほうでは要望としてはないというふうの確認をしております。

過去には体育協会から請願で出てきた経過もございますが、今回は体育協会ではそういう要望の考え方は持っていないということで確認をしてございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） そういうことになりますと、詳細もよくわからない部分もあつたりなんかして、この陳情に対しては、私は理解ができない部分が多々あるものですから、これはちょっと、先ほどからお話があつたことも含めて、例えば責任問題だとか、管理上の問題だとか、何をされる人たちで何をしたいのかもわからないところへ、かまわず照明を持ってきてどうぞどうぞというわけには、これはいかないと思いますね。

ですから、この陳情に対しては、私はちょっと申しわけないけども、賛成することはできないということでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 仮にグラウンドに照明を設置するとなつた場合なんですけど、その場合、費用はどのくらいかかるのか、また補助金などはあるのかどうか、御存じでしたら教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 桜が丘市民広場に仮に照明を設置するという場合は、一応積算はしてございます。税込みで約5,600万円ほどの費用がかかるというふうに見積もりでは出てございます。

また、その補助につきましては、t o t oー独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ室くじがございまして、こちらの条件につきましては、事業の規模とか最低事業費、照度とか、そういういろんな条件がございまして、予算の金額につきましては3,000万円を上限で、そのうちの3分の2ですから、2,000万円の補助を受けられる仕組みがございまして、照度を100ルクスにすると、そういういろんな条件はございまして、そういった補助がございまして。

しかしながら、このt o t oの補助金につきましても、毎年そのサッカーくじのパイが多く大小しますので、そのパイによって違うんですけども、26年の例によりますと、約84%の採択率になってございまして、申請はしたけども16%は採択を受けなかったという結果になる場合もあるということでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 設置するとなると、費用もかかりますし時間もかかるので、近隣の皆さんの希望とかもあると思うんですけども、例えば設置、そういう規格のちゃんとした照明器具を設置する以外にも、例えば何かサッカー専用の投光器というんですか、何か持ち込めるような、そういうようなものを市で購入して貸し出すっていうようなことで、時間延長の可能性を探るってことも考えられると思うんですけども、そういったことは過去に検討されたのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） ただいまのにつきましては、簡易的な投光器を購入して、それを利用者に貸し出しをして照度を確保したらっていうお話でございますが、先ほど部長のほうから申しあげましたように、レクリエーションでグラウンドを貸す場合も、約100ルクスのJ I S基準で100ルクスの照度が必要となつてございまして、この照度を本格的な照明以外の簡易な投光器で確保するというのはなかなか難しいということになってございまして、私どもとすると、照度が確保できない以上は、きちとした施設でお貸しできませんので、そういった意味では、なかなか投光器で、快適な投光器でお貸しするというのは難しいのかなと、このように理解してございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 今、グラウンドの使用状況とか、あとは照明がついた場合、つけられるかどうかって

うことが種々質問出てたんですけれども、今回の陳情者の趣旨に立ち返りますと、照明施設をつけてほしいということは書いてなくて、利用時間を1時間延長してくださいというのが趣旨だと思うんですね。

それについての、照明については自分たちでやるだとか、あとはけがをした場合は自分たちで責任を持ちますっていう覚書みたいなものを交わすので、市にお願いしていること、市というか、今回議会にお願いされていることは、延長時間、延長してくださいということのみが趣旨だというふうに私はこの文書で思うんですけれども、先ほど御答弁の中に、照明施設を自分たちで持ち込んだり、このけがをした場合は、市は知りませんということは言えないと考えているという御答弁があったと思うんですけれども、社会教育部長から。考えているというよりも、法的な根拠として、球技をする場合は、今御答弁にあったように照度が100ルクスなければいけないということが法的に決まっている中で、まず第一として自分たちで持ち込んだ照明に対して、貸し主である市が毎回100ルクスあるかどうかというのを確認に行かないで使わせてしまった場合は、法を犯すことになるのかどうか1点。

それから、覚書をしたからといって、市の施設でけがをした場合、環境が整っていない中で、覚書しましたから市は関係ないですよっていうことは言えないと考えているんじゃないかと、法的にそれは言えないのかどうか、そこの2点を教えてください。

**○社会教育課長（村上敏彰君）** 今の御質問では、仮に民間団体が持ち込んだものを、100ルクスを確保して、仮に100ルクスない場合は、法的にどうなのかというお話でございますが、実務的に毎回仮に利用時間を延長、照度、照明設備をつけずに延長して貸し出せるという状態をした中で、毎回100ルクスを確認するというのには現実的にはできません。

それで、先ほど他の委員の質問にもございましたように、簡易な照明器では100ルクスを確保するのはほぼ不可能だというふうに私どもは考えてございます。

したがって、100ルクスに満たない中で、条例改正して利用時間を延長して、その中で仮に事故が起こった場合、こうした場合は当然貸す側の管理責任というのは問われますので、仮にこちらで何かけがをしたとか、そういう形で損害賠償を請求された場合、これは賠償責任が生じるという、ほかの市の事例でございますが、体育館で節電のために蛍光灯1本を削ってたたために、そこの段階でけがをしてしまったという事例がございまして、こちらについても当然管理責任を問われたわけですが、こういう場合につきましても、やはり市に損害賠償の責任があるということは、顧問弁護士のほうに行ったときにお話を伺ってございますので、今回の事例につきましても、当然個人のほうから賠償請求をされた場合は賠償責任が生じるものと、このように考えてございます。

以上でございます。

**○社会教育部長（小俣 学君）** 法的な根拠ということで、私どもちょっと調べたことがあるんですが、国家賠償法というのがございまして、第2条の第1項に、道路河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずるというのがございます。

ですので、時間延長して暗い中で100ルクス、きちんとない中で使ってけがをした、重大な事故が起きたというときには、この法律に抵触してくるというふうに私どもは考えてございます。

以上です。

**○委員長（東口正美君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（荒幡伸一君） まず、我が党といたしましては、スポーツ施設の充実に対しては賛成をするところではありますけれども、今陳情の夜間利用に関しては、照明設備のない中では、責任の所在や公平性の問題もありますので、今陳情に関しては賛成しかねるというところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 市内で上仲原公園とか夜間利用ができるところもあるんですけども、サッカーについては全体的に場所がまだ少なく、サッカーって今かなり国民的スポーツとして人気もありますし、多くの子供がサッカーに親しんでるということを考えれば、やはりもうちょっと考える、積極的に市としても使える場所、夜間利用をふやすように考えなきゃいけないのかなというふうに思います。

この陳情については、趣旨、夜間利用したいということですので、それは趣旨採択という形でも採択した上で、厚生文教委員会として所管事務調査を行って、近隣の住民の方の話、意見なんかもう一度聞きながら、時間延長の可能性を探るべきではないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。皆さんに、いかがでしょうか。

○委員（二宮由子君） 今までいろいろ質疑等を伺っていて、法律を犯すことになってしまうという懸念もありますし、今回の陳情の桜が丘グラウンドなどの夜間利用時間の延長に対しましては、照明、夜間照明のないところでの夜間の貸し出しというのはしてはいけないのではないかというふうに思っておりますので、今陳情に対しては、私どもの会派といたしましては採択できないという立場です。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 確かに陳情趣旨と、また陳情理由でちょっと多少微妙に違いがあると思っておりますし、この陳情理由からすると、夜間時間の延長を求めているとともに、具体的な、この内容で自分たちの照明持ち込み等となっておりますけれども、現状の、今市側の答弁にあるように、現状それだけだとどうしても無理が生じるということである点においては、ちょっとこの内容で採択してしまうと、ちょっと誤解を生じさせてしまうんじゃないかと思っておりますので、やはりここはこの内容に関しては慎重に判断すべきだと、そういうふうに考えます。

○委員長（東口正美君） ほかに自由討議ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（東口正美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

先ほども述べたんですけども、やはり市内にスポーツ施設不足してるということで、照明のない中で貸し出すわけにはいかないというのはもっともだと思うんですけども、何とか今ある既存の施設の中で利用延長できるような可能性を探る必要というのは十分にあると思っておりますので、そういう意味でこの趣旨には賛成をしまして、もう少し調査研究をするべきではないかと思っております。

以上で賛成討論を終わります。

○委員長（東口正美君） ほかに討論はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○委員長（東口正美君） これをもって、平成28年第1回東大和市厚生文教委員会を散会いたします。

午後 1時56分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 東 口 正 美